

令和 3年 7月 1日

神田町会の皆様

神田町会
町会長 渡邊幸夫

新型コロナウイルスに伴う地区、町会の行事、会議等の対応について

日頃より、町会、地域の発展や、住み良いまちづくりのためにご尽力いただいていることに、心より敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症について、長野県では6月28日に松本圏域の感染警戒レベルを2に引き下げました。

市内においては、直近1週間の新規陽性者数は減少し、感染の拡大は抑えられてきている状況です。これを受け、7月1日付で市指揮本部第1部長及び第2部長名で、以下の対応方針が示されましたので、ご確認ください。

記

1 市の対応方針

6月28日に長野県が、松本圏域の警戒レベルを2に引き下げたことから、松本市では、7月末までを目処とした1カ月間を、これまでの「警戒期」から通常に戻るための準備期間「日常回復期」に戻し、対応することとします。

2 市民への呼びかけ

- (1) 従来なら感染しなかった状況でも感染する可能性があることを踏まえ、引き続き基本的な感染症対策を徹底していただく。
- (2) 高齢者や基礎疾患を持つ方の家庭内での感染に繋がらないような行動をとっていただく。

3 日常回復期の市の対応

7月1日から7月31日までの間、日常回復期と位置付け次のとおり対応します。

(1) 公民館及び福祉ひろば

3密や飛沫感染リスクの高い、飲食や大声を出す事業及び活動は自粛をお願いしていましたが、自粛を解除し感染症対策を徹底して事業等を再開します。

裏面をご覧ください

4 神田町会の対応について

(1) 地区・町会の会議やイベントについて

ア これまでの3密を避ける等の、コロナウイルス感染症予防対策を徹底していただき、感染リスクを最大限低下させつつ、会議及び事業を実施してください。

また、会議・事業等への強制参加等を行わないようお願いします。

イ 会食についても、今一度ご検討いただき、実施する必要がある場合は、飛沫感染に注意いただくとともに、別紙のまつもと版「新たな会食のすゝめ」を遵守し、密な室内での大人数（概ね1Mの距離が取れない程度の人数）長時間（概ね2時間超）とならないように留意してください。

(2) 配布文書について

感染予防対策の徹底を図りながら配布してください。特に仕分けを行う際は、3密を避けるなど感染予防対策の徹底をお願いします。

松本市町会連合会 事務局
松本市役所 地域づくり課内
担当 宇留賀、塩原、小林
電話直通 34-3280